

「私立幼稚園への私学助成廃止」の報道について

去る1月28日（金）前後に、一部の新聞紙面等に「私立幼稚園の私学助成廃止」についての記事が掲載されたことにより、本連合会は、この件にかかる事実関係等を文部科学省に照会しました。その結果、文部科学省幼児教育課から「報道のように私立幼稚園への私学助成廃止を決定した事実はない」ということを確認いたしましたのでお知らせいたします。

また、この点については、去る1月24日開催の「幼保一体化ワーキングチーム」や、27日開催の「基本制度ワーキングチーム」における説明や配布資料でも一切表明されていません。

平成23年1月24日の配布資料では、幼保一体給付については、「3歳以上児に対する標準的な教育時間～対応する幼児教育・保育給付（仮称）」（別紙1）及び「～保護者に対する個人給付を基礎とし～」（別紙2）とされています。したがって、仮に私学助成が廃止されても、新たに幼保一体給付の対象となる見込みであることから、私立幼稚園に対する助成措置がなくなるという事態は全く想定できません。

また、平成22年11月4日開催の「基本制度ワーキングチーム」の配布資料（別紙3）では「～個人給付である幼保一体給付（仮称）のみで施設を運営することが困難となる場合には、私学助成等を存続させるか、新システムにおいて機関補助を位置づけ、公私立問わず、機関補助を行うこと～」とされています。

本連合会としては、万が一にも、そのようなことにならないよう、システム会議等の場をはじめ、あらゆる機会やルートを活用し取り組んでいます。

※添付別紙1～3は、「子ども・子育て新システム検討会議作業グループ」で参考資料として配布された資料です。

一部の新聞紙面等の記事は、次のとおりです（2011/01/27 共同通信社から抜粋）

●「幼稚園の私学助成廃止へ 政府、新子育て施策で」

政府は27日、私立幼稚園に対する運営費の補助に当たる「私学助成」について、幼稚園と保育所の一体化施設「こども園」が創設される予定の2013年度をめどに廃止する方針を固めた。

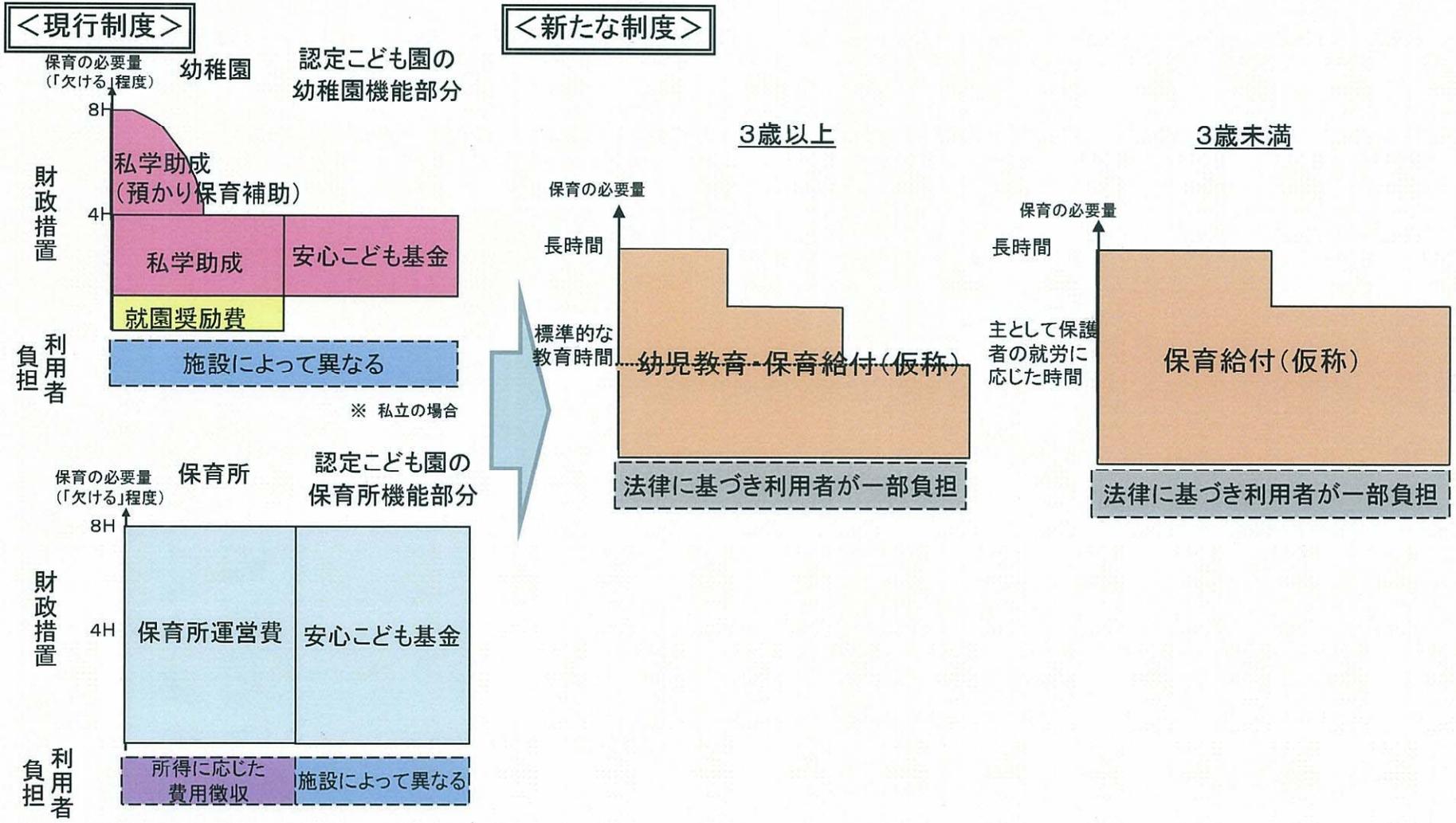
文部科学省の私学助成と厚生労働省の保育所運営費と合わせて「幼保一体給付（仮称）」に一本化し、二重行政の解消など幼保一体化の成果を打ち出す狙いがある。政府は、新しい子育て施策「子ども・子育て新システム」関連法案に盛り込み今国会に提出する方針だが、幼稚園サイドから強い反発も予想され、調整は難航しそうだ。

給付の対象は国の基準を満たすこども園、乳児保育所、幼稚園。受け取るには、職員1人当たりの子どもの人数や施設の設定基準を満たす必要があるほか、子どもが入園を希望した場合に正当な理由なく入園を拒否できない「応諾義務」を負う。保育サービス料も原則、国が定める公定価格に従わなければならない。

このため、政府関係者は「幼稚園として残る施設についても保育所機能を持つようになり、事実上のこども園化が進むだろう」と話している。

幼保一体給付(仮称)の創設

- 幼保一体給付(仮称)については、次のような給付構成を基本とする。
 - a. 3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する幼児教育・保育給付(仮称)
 - b. 3歳未満児の保護者の就労時間等に対応する保育給付(仮称)



③ 給付の一体化及び強化 ～幼保一体給付(仮称)の創設等～

(幼保一体給付(仮称)の創設)

- ・ 幼児教育・保育に係る給付を一体化した幼保一体給付(仮称)を創設することにより、幼児教育・保育に関する財政措置に関する二重行政の解消及び公平性の確保を図る。
- ・ 幼保一体給付(仮称)については、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に幼児教育・保育に要する費用に充てるため、法定代理受領の仕組みとする。

(公的幼児教育・保育契約(仮称))

- ・ 例外のない保育の保障の観点から、市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組みとする。
- ・ 契約については、保育の必要性の認定を受けた子どもと受けない子どものいずれについても、市町村の関与※の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的幼児教育・保育契約(仮称)とする。

※ 例えば、以下の関与が考えられる。a)保育需要が供給を上回る場合、管内の状況を把握し、必要に応じてあつせんする。b)ひとり親家庭の子ども、虐待事例の子ども、障害のある子どもなど、優先的に利用を確保すべき子どもについて、受入可能な施設をあつせんする。c) 契約による利用が著しく困難な場合には、市町村による措置による利用の仕組みを検討する 等

- ・ 公的幼児教育・保育契約(仮称)については、「正当な理由」がある場合を除き、施設に応諾義務を課す。ただし、入園希望者が定員を上回る場合に限り、選考基準の公開等を条件に、建学の精神に基づく入園児の選考を認める※。

※ 建学の精神に基づく選考とは、例えばクリスチャンの優先など。

- ・ 入園できなかった子どもについては、必要な幼児教育・保育が保障されるよう、市町村に調整等の責務を課す。

- この際、地域別の単価等できめ細かく設定する必要があるのではないか。また、特別支援教育や障害児保育などについても職員の加配が可能となるような単価設定も考える必要があるのではないか。
- さらに、こうした措置をしてもなお、個人給付である幼保一体給付(仮称)のみで施設を運営することが困難となる場合には、私学助成等を存続させるか、新システムにおいて機関補助を位置づけ、公私立問わず、機関補助を行うことができるように検討すべきではないか。